

# 多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議傍聴要領

令和8年7月23日

## 1 趣旨

この要領は、多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

## 2 傍聴の手続き

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として10名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第1号様式）を開会予定時刻の1時間前から30分前までに委員長に提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - ア 酒気を帯びていると認められる者
  - イ 委員会の妨害となると認められる器物等を携帯している者
  - ウ ア及びイのほか、委員長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)により傍聴申込書を提出した者の数が、(1)に定める人数を超えるときは、傍聴申込書が提出された順に傍聴人を決定する。

## 3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
  - ア 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成、反対の意向等を表明すること。
  - イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をすること。
  - ウ 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をすること。
  - エ 会場において飲食又は喫煙をすること。
  - オ 会場において、許可なく写真撮影、録画、録音等を行うこと。
  - カ その他会議の議事運営に支障となる行為をすること。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
  - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
  - イ この要領に違反し、委員長が退場を命じた場合
- (3) 傍聴人は、傍聴後、多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議の内容に関する質問や意見がある場合は、事務局（京都府教育庁指導部学校教育課）に申し出ること。

## 4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。